

デリバティブ取引の税金

POINT

一定のデリバティブ取引の差金等決済に係る利益は、税率20.315%による申告分離課税の対象です。損失は確定申告により3年間の繰越控除が可能です。

1 原則

デリバティブ取引に係る損益は、事業所得または雑所得に分類され、原則として総合課税の対象とされています。しかし、一定のデリバティブ取引の差金等決済に係る損益については、下記2の特例が適用されます。

2 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

①申告分離課税

一定のデリバティブ取引(※1)の差金等決済に係る損益(以下「先物取引に係る雑所得等の金額」といいます)については、20.315%の税率による申告分離課税が適用されます。

差金等決済とは、反対売買による差金決済、オプションの権利行使(有価証券等の受渡しが行われるものを除きます)・権利放棄、カバードワラント(※2)の譲渡・権利行使・権利放棄をいいます。

※1 特例の対象となる主なデリバティブ取引

- ・有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引
- ・有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引
- ・外国為替証拠金取引(FX取引)
- ・カバードワラント(上場カバードワラント、店頭カバードワラント)
- ・商品先物取引

ただし、以下のデリバティブ取引は特例の対象外となります。

- ・外国市場デリバティブ取引(外国の取引所におけるデリバティブ取引)
- ・商品先物取引業者及び金融商品取引業者等以外の者を相手方として行う店頭デリバティブ取引

※2 カバードワラント

一定期間にあらかじめ定められた価格で、個別株式や東証株価指数(TOPIX)などの指数を売買する権利を証券にしたもの

②損益通算

差金等決済による損失が生じた場合、他の「先物取引に係る雑所得等の金額」との損益の通算は可能ですが、「先物取引に係る雑所得等の金額」以外の所得の金額との損益通算はできません。

③損失の繰越控除

「先物取引に係る雑所得等の金額」について、1年間の集計結果が損失であった場合、毎年連続して確定申告書を提出することによりその損失を翌年以降3年間繰越すことができます。

3 オプションの権利行使や義務履行により株式を取得・譲渡する場合の取扱い

オプション取引において権利の行使または義務の履行により株式を取得または譲渡した場合には、「先物取引に係る雑所得等」としての課税はなく、「株式等の譲渡所得等」の計算を行います。その計算の際には、オプション料等を考慮します。

補足 有価証券オプション取引により取得した上場株式等の取得価額

有価証券オプション取引とは、特定の有価証券を特定の価格(権利行使価格)で買う権利(コールオプション)、または売る権利(プットオプション)を売買する取引です。

株式等の譲渡所得等の金額の計算上、取得価額・収入金額については以下のとおり計算されます。

<取得価額・収入金額>

区分	コールオプション	プットオプション
買い手：権利保有者 (権利行使または権利放棄を選択できる)	取得価額=①+②+③ ①権利行使により支出した金額 ②委託手数料 ③支払オプション料	収入金額=①-② ①権利行使により受領した金額 ②支払オプション料
売り手：権利付与者 (権利保有者の権利行使に対する義務を負う)	収入金額=①+② ①義務履行により受領した金額 ②受取オプション料	取得価額=①+②-③ ①義務履行により支出した金額 ②委託手数料 ③受取オプション料